既に議論が終了している個別論点(主な検討結果)

第1 住民投票制度の意義と位置付け

- 住民投票制度は議会や市長の固有の権限を侵すものではなく、間接民主制を補完する制度 である。
- 住民投票は、他の参加の仕組みで解決がされない場合や、議論を重ねた末に合意に至らな かった場合等に実施されるものである。
- 住民投票を実施するに当たっては、当該案件について十分に事前の議論を重ねることが必要である。

第2 個別設置型条例と常設型条例

○ 常設型の住民投票条例を制定し、苫小牧市自治基本条例第6条における仕組みとしての住 民投票制度を担保する。

第3 投票結果に対する拘束力と尊重義務

- 住民投票の投票結果について法的拘束力を持つ「拘束型」の住民投票条例の制定は困難であり「諮問型」の住民投票条例を制定する。
- 住民投票の投票結果については、「諮問型」の住民投票条例においても尊重することが必要である。

第6 対象となる市民

- 住民投票の投票資格者及び請求資格者は、本市の区域内に住所を有する自然人である住民 を対象とする。
- 投票資格者名簿の被登録要件は、本市の住民基本台帳に記録されている者を対象とする。

第9 設問及び選択肢の設定

- 住民投票の発議権者である市長は、住民投票の設問を具体的に設定するまでの過程において、請求権者の請求の趣旨について十分に確認を行い、住民投票の期日を告示するときまでに設問を設定する。
- 設問は簡潔、明瞭であり、選択肢の形式については、原則、二者択一による。
- 住民投票の請求権者の意思が、設問によりゆがめられてはならない。

第11 住民投票期日、選挙との同日実施、住民投票に要する費用

- 住民投票期日について、住民投票を実施する旨の通知があった日から30日以後90日以 内において実施する。
- 住民投票に要する費用は重要ではあるが、住民投票と選挙とが相互に影響を及ぼすことに ついては避けるべきである。そのため、選挙との同日実施を義務付けする制度とはしない。

- 住民投票は期待される効果をもたらす時期に実施されることが望ましく、住民投票と選挙 とが相互に影響を及ぼすことについては避けるべきであり、結果としての同日実施について もこれを避けることが望ましい。
- 住民投票に要する費用については、情報提供、投票啓発、投開票所設営経費など、市長選挙と相当程度の費用が見込まれる。

第12 情報提供

- 投票の際の賛否の判断材料となる情報提供は、市が公平性、中立性に留意しながら行う必要がある。これらの情報提供の具体的な手法やその内容については具体的に行われる住民投票の対象事項により判断されることとなるが、適切な方法により行われ、かつ、賛否両論を公平に扱わなければならない。
- 投票日、投票所、投票方法等についての情報提供については、選挙時においても既に実施 されているものと同様に行われる必要がある。

第13 住民投票の実施機関、投票及び開票に関する事務等

- 住民投票を実施するに当たり、具体的に発生する事務の全てを市長が行うことは困難であ り、一部事務については選挙管理委員会への委任が必要となる。
- 最終的に委任する事務については、市長、選挙管理委員会を含めた庁内における協議により決定される。

第14 住民投票運動

- 住民投票は十分な議論や情報により住民に判断される必要があるため、住民投票運動については公職選挙法における選挙運動の規制のような特段の制限を加えない。
- 住民投票運動については、生活の平穏を侵害するような行為が行われるものであってはならず、注意を喚起するような規定に留め、罰則規定は設けない。

第15 再請求の制限期間

- 住民投票により示された民意を一定の期間尊重するという意味や住民投票制度が濫用されることを避けるという意味から、再請求の制限期間を設ける。適切に住民投票制度が運用されるよう、同一事案についての再請求の制限期間を設けることが適当である。
- 再請求の制限期間については、市長選挙、市議会議員選挙が4年ごとに行われるため、2 年程度とすることが適当である。

第16 不服申立て、異議の申出

○ 異議の申出については、地方自治法における直接請求の署名簿の署名に関する異議の申出 や公職選挙法における選挙人名簿の登録に関する異議の申出を参考として、制度を設ける。